

がいこくじん

こ

# 外国人のお子さんのための

むりょうでんわそうだん

こくご

## 無料電話相談(5か国語)



Free Telephone Counseling for Foreign Children (in 5 languages)

13:30 - 16:30

# 045-227-5560

日本語: 毎週月・水・金  
 English: Every Wednesday  
 中文: 星期五  
 Español: 4ª viernes de mes  
 Português: 4ª sexta-feira do mês

ビザ(在留資格)  
Visa (status of residence)

がっこう  
学校  
Schooling

しごと  
仕事  
Job

あなた自身の  
あなたのお子さんの

しょうらい  
将来のために、  
そうだん  
相談してみませんか？

Would you like to consult with us for your future (or, for your children's future)?

そうだん れい  
ご相談の例  
counseling example

ざいりゅうしかく  
在留資格は？  
status of residence?

かぞくたいざい  
「家族滞在」のままだと、  
しゅうじかん はたら  
週28時間しか働くことが  
できません。

You cannot work more than 28 hours a week if you choose to remain in "Dependent (family stays)" status.

へんこう  
変更したい？  
want to change?

はい Yes  
じゅんび  
準備は...  
for preparation ...

いいえ No

こうこうそつぎょうご？  
高校卒業後？  
after graduating from high school?

はたら  
働きたい  
want to work

しんがく  
進学したい  
want to go on to higher education



神奈川県行政書士会 担当:国際部

Kanagawa Administrative Lawyers Association International Affairs Div.  
神奈川県行政書士会 国際部  
Asociacion de los Gestores legales en Kanagawa Dep.Asuntos Internacionales  
Asociacao dos Despachantes em Kanagawa Dep.Assuntos Internacionais

〒231-0023  
横浜市中区山下町2  
産業貿易センタービル7F  
TEL:045-641-0739  
<http://www.kana-gyosei.or.jp/>

# 外国人の子どもの高校卒業後の「在留資格&進路」フローチャート

START

あなたの在留資格は  
なんですか？

・永住者  
・日本人の配偶者等  
・定住者  
・永住者の配偶者等

いまの在留資格のまま進学しても働くこともできます  
職務内容も自由にえらぶことができます  
永住者でない人は、永住申請がいつ頃できるかどうか  
チェックしてみましょう

「家族滞在」  
(親が会社員・調理師・  
経営者など就労系の在留資格)

【永住許可申請のポイント】

※家族で一緒に申請ができるかどうかチェックしてみましょう

- ・父又は母が居住要件(10年以上)をみたしている
- ・父母の婚姻期間が3年以上で、1年以上継続して日本に住んでいる
- ・同時申請する家族の在留期間が、「3年」・「5年」ある
- ・素行要件(在留の状況、法令違反等)
- ・世帯の収入額、納税・社会保険(年金・健康保険 2年分)の支払状況  
(審査は1年くらいかかることもあるので、早めに準備が必要です)

永住許可申請は  
できそうですか？


はい

いいえ

高校卒業後、  
どうしますか？

はたらく

**NEW!**  
日本の高校卒業による在留資格変更



17歳までに来日し、  
日本の学校を卒業  
していますか？  
(夜間・定時制・  
通信制の学校を含む)

- ・小学校・中学校・高校を卒業  
→ 高校を卒業し、内定をえれば、「定住者」に変更できる可能性あり  
職務内容は自由。週28時間以上、はたらくことができます
- ・中学校・高校を卒業・高校から入学し卒業  
→ 高校を卒業し、内定をえれば、「特定活動」に変更できる可能性あり  
ただし、親の身元保証が条件  
職務内容は自由。週28時間以上、はたらくことができます
- ・海外の高校から高校に編入し、卒業  
→ 高校を卒業し、内定をえて、日本語能力試験(N2)等を取得すれば、「特定活動」に変更できる可能性あり  
ただし、親の身元保証が条件  
職務内容は自由。週28時間以上、はたらくことができます

「家族滞在」では「資格外活動許可」をとっても週28時間しかはたらくけません。

勉強したい

進学(大学・短大・専門学校)

「家族滞在」のまま進学するのはOKです。

在留資格を変える  
必要性はありますか？  
例：親が帰国する  
例：奨学金をもらう

ない

「家族滞在」の在留資格のまま、進学。(就職のときに在留資格を変更する)

**CHECK!**  
職務内容にあてはまる在留資格がなかったら、日本の高校卒業による在留資格の変更ができるかどうかチェックしてみましょう!

ある

「留学」に変更する

起業する→「経営・管理」  
資本金、経営能力必要

卒業「はたらく」  
職務内容によって在留資格が変わります

美容関係(美容師・メイク)・保育士・製造業・医療系(マッサージ師・歯科技工士)、ものづくり・大工など  
(問題点)職務内容が、「技術・人文知識・国際業務」にあたらないとされることが多い

介護福祉士→「介護」  
介護福祉士の試験合格が必要

通訳・翻訳・会計・貿易・デザイン・エンジニア・SEなど  
→「技術・人文知識・国際業務」  
学問的・専門的知識が必要な仕事の在留資格。履修内容と職務内容に関連性が必要。ホワイトカラーのイメージ。

日本語を必要とする業務→「特定活動(46号)」  
日本の大学・大学院を卒業、日本語能力試験(N1等)を有し、日本語を使い、学んだことをいかせる業務につく場合。  
飲食業・宿泊業・製造業・タクシードライバー等

<調理又は製菓の専門学校卒>→「特定活動」  
日本の食文化海外普及人材育成事業。調理等の専門学校で学んだことをいかし、調理を行う。帰国後は母国で活躍する受入機関：一般飲食店、菓子・パン製造小売、ホテル・旅館等  
(ただし、在留期間は最長5年)

人手不足の特定産業分野の業種→「特定技能」  
(建設業、製造業、外食産業、宿泊業、介護など)  
特定産業分野の技能試験・日本語能力試験(N4)の合格が必要  
国内留学生在が在学中に受験も可能  
(ただし、特定技能1号：在留期間は最長5年)